

令和 3 年 6 月 1 日 開 会

⑧

令和 3 年 第 2 回 茨 城 県 議 会 定 例 会 議 案 概 要 説 明 書

(第 3 綴)

茨 城 県

人事委員会委員の選任について

人事委員会委員（定数3）のうち、足立勇人氏が令和3年7月12日付をもって任期満了となるので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を選任しようとするものである。



足 立 勇 人

昭和30年10月13日生

現住所	茨城県水戸市		
学 歴	昭和54年	3月	中央大学法学部卒業
職 歴	昭和60年	4月	弁護士登録
	昭和61年	5月	足立勇人法律事務所開設
	平成7年	4月	茨城県弁護士会副会長
	平成13年	2月	水戸市選挙管理委員会委員
	平成19年	4月	茨城県弁護士会会長
	平成21年	4月	日本弁護士連合会副会長
	平成29年	7月	茨城県人事委員会委員（1期）

【選任理由】

人事委員会は、地方公務員法第7条に基づき、人事行政に関する事項についての調査、人事行政の運営についての勧告等に関する事務を担当する機関として設置されるもので、3人の委員をもって組織される。

候補者は、弁護士として地方公務員法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会会長を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、1期目であり、任期中は、茨城県人事委員会委員長を務めるなど、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、人事委員会委員として適任であり選任しようとするものである。